

## 会議配布資料一覧

- 資料1 懇話会次第（案）
- 資料2 県立特別支援学校編成整備に関する懇話会設置要綱
- 資料3 懇話会委員一覧
- 資料4 会議の公開・非公開の決定について
- 資料5 県立特別支援学校編成整備の基本方向【素案】
- 資料6 県立特別支援学校編成整備計画（平成19年度～平成23年度）
- 資料7 現行編成整備計画の実施状況
- 資料8 これまでの編成整備計画の沿革
- 資料9 中教審・特別支援教育の在り方に関する特別委員会について
- 資料10 沖縄県県障害者の権利条例について

※ 資料2、資料3、資料5及び資料6については、ホームページに掲載しているため次ページ以降の資料から省いております。ご了承ください。

第1回県立特別支援学校編成整備に関する懇話会次第（案）

平成23年3月7日（月）

15:30～17:30

於：県庁13階第三会議室

【進行：教育庁総務課】

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 委員自己紹介・事務局自己紹介
- 4 設置要綱の説明（事務局）
- 5 会長の選出・あいさつ  
  
(以後、会長が進行)
- 6 会長代理者の指名
- 7 事前配布資料の説明（事務局）
- 8 議題
  - (1) 会議の公開、非公開の決定
  - (2) 県立特別支援学校編成整備の基本方向【素案】について
  - (3) 次回懇話会日程について
- 9 閉会

## 会議の公開・非公開の決定について

教育委員会の会議の公開に関する指針としては、「教育委員会の所管に属する附属機関等の会議の公開に関する指針」がある。

参考① 教育委員会の所管に属する附属機関等の会議の公開に関する指針（該当部分のみ）

## 2 会議の公開、非公開の決定

附属機関等の会議の公開又は非公開の決定は、当該附属機関等又は当該附属機関等の長が決定する。なお、会議の全部又は一部を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

## 3 会議の公開

附属機関等の会議は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、公開するよう努めるものとする。

- (1) 法令若しくは条例等の規定により当該会議が非公開とされている場合
- (2) 沖縄県情報公開条例（平成 13 年沖縄県条例第 37 号）第 7 条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

参考② 沖縄県情報公開条例第 7 条各号（該当部分のみ）

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

(6) 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

現行編成整備計画（平成19年度～平成23年度）の実施状況

計画項目	実施状況
1 複数の障害種に対応する特別支援学校の設置	
(1) 名護特別支援学校（知的障害・肢体不自由）	実施【平成22年度】
(2) 鏡が丘特別支援学校（肢体不自由・病弱）	実施【平成22年度】
(3) 島尻特別支援学校（知的障害・肢体不自由）	実施【平成23年度】
(4) 宮古特別支援学校（5障害種）	実施【平成22年度】
(5) 八重山特別支援学校（5障害種）	実施【平成22年度】
(6) 沖縄盲学校（視覚障害・知的障害）	単独校維持【平成20年度】
(7) 沖縄ろう学校（聴覚障害・知的障害）	敷地内知的障害分校設置に向け調整中
2 離島における早期教育の充実及び教育施設等の充実	
(1) 八重山特別支援学校（幼稚部・寄宿舎の設置）	実施【平成22年度】
3 障害の重度・重複化と医療的ケアへの対応の充実	
(1) 沖縄高等特別支援学校を除く特別支援学校（障害の重度・重複化への対応）	継続実施【平成19年度】
(2) 桜野特別支援学校、泡瀬特別支援学校、鏡が丘特別支援学校、島尻特別支援学校（嘱託看護師の配置）	4校全てで実施【平成23年度】
4 特別支援学校の編成整備に伴う幼稚部再編の検討	
(1) 島尻特別支援学校及び西崎特別支援学校（再編統合の検討）	ニーズがあるため現状維持
5 小・中・高等学校への分校・分教室の設置検討	
(1) 知的障害に対応する特別支援学校	分教室モデル校事業の実施【平成22年度】

## これまでの編成整備計画の沿革（第一期～第四期）

## 1 第一期編成整備計画（昭和 49 年度～ 56 年度）

国による沖縄振興開発計画（昭和 47 年度～ 56 年度）に先立ち、昭和 47 年 7 月に沖縄県振興開発計画が策定されたが、この中の教育関係分野のひとつとして学校編成整備に関する計画がまとめられ、これに基づき学校の編成整備が進められた。

## ① 基本方針等

- ア 心身障害児の就学率の向上を図る。
- イ 心身の障害に応じ、適正な就学を保障する。
- ウ 昭和 54 年から施行される養護学校義務制への対応として、心身障害教育の充実を図る。
- エ 既設の特殊学校及び特殊学級の整備充実を図る。
- オ 風疹聴覚障害児を対象に聾学校の整備を図る。

## ② 同計画に基づく整備の状況

## ア 学校の新設

昭和 53 年に中頭地区に風疹児のための北城ろう学校（中学部・高等部）を設置、昭和 59 年に同校の生徒が全て卒業後は廃校とし、同地に沖縄ろう学校を移転した。また、義務制移行に向けて 4 校と 1 分校を新設した。

## イ 既設の特殊教育諸学校の整備

昭和 54 年の養護学校の義務制移行に伴い心身障害児の皆就学を前提として、特殊教育諸学校の整備を進めた。

## ウ 特殊学級の新設

昭和 52 年度までの計画で特殊学級の増設をした。最終年度までには小学校に 234 学級、中学校に 103 学級を設置した。

## エ その他の整備

養護学校の義務制移行に伴い、重度及び重複障害児の就学に向けて学校施設設備等を整備した。

## 2 第二期編成整備計画（昭和 57 年度～平成 3 年度）

養護学校義務制移行後、心身障害児の早期教育及び後期中等教育の充実に向けた整備と対象児童生徒の増加への対応、学校規模の適正化等を主な視点として計画を策定した。

## ① 基本方針等

- ア 心身の障害に応じた適正な就学を保障する。
- イ 学校規模の適正化を図る。
- ウ 登下校時の通学距離等を緩和するため通学区域を抜本的に見直す。
- エ 廃校及び学校の移転に伴い学校施設の整備を充実する。
- オ 心身障害児の早期教育、後期中等教育の充実向上を図る。

## ② 同計画に基づく整備の状況

## ア 学校の新設

美咲養護学校、大平養護学校及び島尻養護学校の児童生徒数の増加に伴い、同校の

規模の適正化を図るため、新たに西崎養護学校などを新設した。

イ 軽度知的障害児の職業教育の充実を図るため高等部単独校の沖縄高等養護学校を新設した。

※ 平成4年度から平成8年度の間はこれまでの整備計画を補完するため既設校の施設設備の整備を進めた。

### 3 第三期編成整備計画（平成9年度～平成13年度）

障害をもつ幼児児童生徒の障害の重度・重複化及び多様化への対応を主な視点に計画を策定した。

#### ① 基本方針等

ア 早期教育の充実のため、幼稚部の設置拡充を図る。

イ 高等部における職業教育の充実を図るため、専門教育を主とする学科の新設や改編を検討する。

ウ 病院、施設との併設・隣接の養護学校へ高等部の設置を検討する。

エ 児童生徒の就学を円滑にし通学に要する負担の軽減を図るために設置された寄宿舎について、現状を踏まえて見直しを検討する。

#### ② 同計画に基づく整備の状況

ア 病院・施設の併設、隣接の養護学校を再編した。

イ 幼稚部の整備・拡充を図った。

ウ 専門教育を主とする学科の整備・改編を行った。

エ 寄宿舎の整理を検討した。

オ 大規模校の規模の適性化を図った。

### 4 第四期編成整備計画（平成14年度～平成23年度）

#### ① 基本方針

ア 特殊教育諸学校の規模の適正化の推進する。

イ 障害の重度・重複化などへの取り組みの強化する。

ウ 教育施設等の充実及びバリアフリー化の一層の推進する。

エ 高等部等における職業教育の充実する。

オ 特殊教育諸学校における情報教育の推進する。

カ 施設併設の肢体不自由養護学校への通学制の導入の推進する。

キ 地域における特殊教育の相談支援体制の整備する。

ク 障害のある乳幼児の早期教育の推進する。

ケ 離島に設置した養護学校の改善する。

コ 交流教育の推進及び普通学校との校舎の複合化を検討する。

#### ② 同計画に基づく整備の状況

ア 教育施設等を整備充実した。

イ 情報教育を推進した。

ウ 地域における特殊教育の相談支援体制の整備した。

エ 障害のある乳幼児の早期教育の推進した。

中央教育審議会初等中等教育分科会  
特別支援教育の在り方に関する特別委員会について

1 障害者の権利に関する条約

障害者の権利に関する条約は、障害者に保障されるべき人権及び基本的自由について定めた上で、これらを確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めている。

平成 18 年 12 月 国連総会において採択

平成 19 年 9 月 日本署名（未批准）

2 障がい者制度改革推進会議

障がい者制度改革推進会議は、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて国内法の整備を検討していく必要があり、障害者に係る制度の改革をはじめ障害者施策の推進に関する事項について意見を求めるため、内閣に設置された障がい者制度改革推進本部が開催することとした（平成 21 年 12 月）。

平成 22 年 6 月

「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定

↓（「教育」に関連する箇所）

【個別分野における基本的方向と今後の進め方ー(2)教育】

- 障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるという障害者権利条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、体制面、財政面も含めた教育制度の在り方について、平成 22 年度内に障害者基本法の改正にもかかわる制度改革の基本的方向性についての結論を得るべく検討を行う。
- 手話・点字等による教育、発達障害、知的障害等の子どもの特性に応じた教育を実現するため、手話に通じたいろい者を含む教員や点字に通じた視覚障害者を含む教員等の確保や、教員の専門性向上のための具体的方策の検討の在り方について、平成 24 年内を目途にその基本的方向性についての結論を得る。

3 中教審・特別支援教育の在り方に関する特別委員会

「障害者の権利に関する条約」の理念を踏まえた特別支援教育の在り方について専門的な調査審議を行うため、中央教育審議会初等中等教育分科会に平成 22 年 7 月設置。

平成 22 年 12 月

「特別支援教育の在り方に関する特別委員会論点整理」

沖縄県障害者の権利条例について

1 条例案における教育関連部分について

条例の正式名称は、「障害の有無にかかわらずすべての人の尊厳が守られる社会づくりの促進に関する条例」（通称・沖縄県障害者の権利条例）。

【教育に関連する条文】

（平等な教育を受ける権利）

第 19 条 障害のある人又は子は、自己の人格、才能、創造力並びに精神的及び身体的な能力を、可能な限り、発達させる権利を有する。

2 県は、障害のある人又は子が、他との平等を基礎として、他と同じ場で教育を受ける機会を保障することが差別のない社会を築く基礎となるに鑑み、インクルーシブな教育を受けることができるよう適切な施策を講じなければならない。

2 条例制定に向けた動きについて

平成 23 年 1 月 31 日

「障がいのある人もない人もいのち輝く条例づくりの会」が、「沖縄県障害者の権利条例（案）」を知事に提出した。

知事は、「公約でもあるので、なるべく早く実現する方向で議論をまとめたい」と述べる（2月1日新聞報道より）。

福祉保健部障害保健福祉課「関係者らで構成される委員会の設置や地域でのタウンミーティングなど千葉県の取り組みも参考にしながら、具体的な方向性などをまとめていきたい」（2月20日新聞報道より）。